

(1) 新指定候補「葛井寺参詣曼荼羅」(有形文化財 美術工芸(絵画指定))について  
調書に沿って説明

「葛井寺参詣曼荼羅」の質疑応答

- 國賀委員** 掛幅装の社寺縁起絵の雰囲気をも多分に残す、初期の参詣曼荼羅に位置づけられるものであり、指定にふさわしい。また、永正8年の勸進帳は三条西実隆の日記に記されたものということで、これ自体も非常に貴重。勸進帳は、本参詣曼荼羅成立を考えるうえでも非常に重要と思われる。これをどのように考えるのか。国指定の参詣曼荼羅では、関係文書とともに一括指定された例もある。
- 事務局** 勸進帳は葛井寺参詣曼荼羅の成立契機を考える上で非常に重要な文書と考える。しかし、本参詣曼荼羅の作成それ自体について確実に記しているわけではない。復興活動にかかわって勸進が行われ、それと同時期に本参詣曼荼羅が成立しているという点で論が展開され、その関連性が指摘されているものである。なお、葛井寺には本参詣曼荼羅の成立に関わる文書は他に残っていないが、古文書群が残されている。葛井寺の古文書群を本参詣曼荼羅と一緒に指定するのではなく、本参詣曼荼羅単体にて絵画として文化財的な価値づけを行いたいと考える。その後、古文書は古文書群として、別の価値づけをして評価をしていきたいと考える。
- 岩間委員** 勸進帳の記述が参詣曼荼羅の製作時期等の本件指定の裏付けとなっている。勸進帳とともに指定してもよいと思う。時代は永正8年の著で、筆者も判明しており、非常に貴重と思う。また、描かれている建物は発掘の成果等と比較してどうか。逆にもし中世の伽藍の内容が明らかでないのであれば、本資料がそれを明らかにし得るところは調書に書き足せるのではないか。
- 事務局** 勸進帳の価値は十分に承知している。どのように扱うべきか今一度考えたいが、今回は、本参詣曼荼羅それ自体から読みとれる内容、すなわち絵画表現や描かれた風俗表現などから制作の時代が16世紀前半の作とされている点などを重視し、絵画での指定をしたいと考える。勸進帳については、調書にもう少し詳細に記述したいと思う。発掘の調査成果等との比較については、葛井寺の境内の発掘調査がまだなされておらず、塔が2基あったのか等、中世の姿はわかっていない。実際、中世の葛井寺を語る時、本参詣曼荼羅をもとに境内の景観を考えることが多いが、この景観が本当に当時と一致するのか、それとも復興したい理想の姿を描いたものか、というのは明らかでなく、その辺りは今後の課題である。ただ本参詣曼荼羅は、復興の中でこのような姿を作り、巡礼者に訪れてもらいたいという思いで描かれたと考えられ、本参詣曼荼羅の価値は揺るがないものと考えている。
- 岩崎会長** 勸進帳の重要性についての指摘はその通りと思う。仮に今回勸進帳も指定するとなると、絵画資料の附という形になると思う。そうした場合に勸進帳自体が三条西実隆のものとはつきりしていて、非常に貴重な資料ということで、古文書の担当の視点からすると、絵画の附指定にするのはふさわしくない。今回の絵画指定において、葛井寺に伝来するものに保護の網をかけていくことをどう考えるのか。絵画資料とセットで指定し、保護する方法も考えられるが、ほかにも多くの中世の古文書類を持っているので、葛井寺に伝来する古文書として一体として保護していくということが、大きな方向性としてあると思う。その辺りを計画的に進めていくのが良いのではないか。
- 根立委員** 本作品の府指定については問題ないと考えている。ただ、他所でも参詣曼荼羅の指定例はあるが、歴史資料として指定される場合もある。今回の指定調書を見ると絵画指定の説明でなく歴史資料の説明として書かれているように思う。歴史資料としての指定であればこの調書で良いだろうが、絵画指定であるならば、絵画様式や絵画表現といった具体的なところや、類似作例の名

前を出していく必要があるのではないか。歴史資料ではなく、絵画での指定とするならば、もう少し美術的な価値づけをした方がよい。

○事務局 絵画指定とするか歴史資料指定とするかは判断に苦慮した。既に大阪府指定有形文化財となっている施福寺参詣曼荼羅は絵画での指定となっている。葛井寺参詣曼荼羅に描かれる中身を詳細に見ていくと、製作時期は人物の着ている装束などの描かれた内容から押さえられることもあり、絵としての価値から、施福寺参詣曼荼羅同様、絵画指定にしたいと考えた。一方、類似作例を示さずまた描画の技術的な位置づけも少ないとのご指摘もあり、このまま絵画指定とするならば、次回審議会時には調書に説明を付け加えたいと思う。

○岩間委員 製作時期だが、絵画様式と風俗表現で16世紀前半の作と検討された。しかし、狩野派や土佐派の作品とは異なるタイプに思える。そういうところから、時代設定は難しいのではないか。また、肩衣袴の袴姿についても年代がはっきりと位置づけられるのか。比較作品を並べた方がよかったのではないか。勸進帳は改めて指定も含めて位置づけたいということであるが、調査上では勸進帳の記載内容から本参詣曼荼羅の成立時期を16世紀前半の作例として寄せたような印象があった。絵画だけで時代を設定するなら若干裏付けが弱い。施福寺参詣曼荼羅は、本件とは表現がかなり異なる。そういうところからも絵画表現のみから16世紀前半の作と判断するというのは、検討の余地があるという感想を持った。

○事務局 次回の審議会では、ご指摘いただいた点を踏まえ、絵画指定とするのか歴史資料指定とするのかを含め、再度ご説明申し上げる。

○橋委員 数多く確認されている参詣曼荼羅は、一辺150センチを超える大型が通有とされている。一方、本作品は縦長で小型で、折り畳まれた形跡が見いだせないであった。その理由は、他所のものが小さく折り畳まれて勸進に使われたというのはわかる。対して、本参詣曼荼羅は小型で折り畳まれた形跡がないのか、それとも他にも要因があって折り畳まれなかったのか、どのような方法で保存されてきたのか説明できるか。

○事務局 現在想定されているのは、もともと小型の掛幅装であったために、折り畳まずに巻いた状態で開帳したのではないかと考えられている。また、遠方まで持っていくことをしていなかったのではないかと、とも言われている。また、この形状は、一辺150センチを超える大型の参詣曼荼羅が成立する前の、いわゆる掛幅装の寺社縁起のサイズを踏襲してこのサイズになっているのではないかと現状では考えられている。

○橋委員 現在の表装が成立時期と一緒に、その時期から表装されていたということはわかっているのか。本紙と表装の関係で同時期ということか。成立時期から表装は同じ時期のものなので、折り畳まれた形跡がないということか。

○事務局 表具はこれまでに幾度か修理されてきており、本紙も左下に描かれている鳥居が切れているなど、画面周囲が少し裁断されたような構図となっている。成立当初は現在の本紙より、今少し大きいサイズであったと想定できる。ただし、葛井寺全体を見た際、葛井寺で参詣すべき堂舎が、本堂と千手観音で、描くべき信仰対象は中央に描かれており、これ以上大きく画面を使って描くべき参道や参詣すべき場所を見いだせない。現在の姿以上に極端に大きくは描かれておらず、当初からこのサイズにほぼ近い形であっただろうと考えられる。

○岩間委員 収められていた箱には修理銘があるのか。

○事務局 修理銘は延宝8年、1680年に修理をし、箱も整えたということが書かれている。

○岩間委員 その時に、表具が無いから直している可能性もある。

○事務局 表具師の名前も出ているので、箱とともに本紙の修理がなされたと考えられる。

○國賀委員 延宝年間に修理されているが、今の表具が延宝のものとは思えない。何回か修理を経ているので、折り畳んだ形跡がないというのも、表具の技術で折れ線を消している可能性を考えなくては行けない。今の段階で折れ線が確認できないからと言って、絶対に持ち歩かれていなかったというのはすぐには言えない。

○佐島会長代理 確かに絵を見ると、鳥居が切れていたりもして、不自然と思うようなところもあり、もう少し大きかった可能性は十分に考えられる。さらに何回か表具し直しされていることからしても、折り畳まれていた可能性などももう一度考えてほしい。

(2) 追加指定及び名称変更候補「金剛寺一切経 附経櫃」(有形文化財 美術工芸(書跡・典籍))について

調書に沿って説明

「金剛寺一切経 附経櫃」についての意見

(欠席の古文書担当の横内委員からのコメントの読み上げ)

○横内委員 金剛寺一切経は中世を通じて、収集・書写された経典を一体としてまとめた貴重な経典群である。時代や地域を異にする多様性は本資料群の大きな特徴で、経箱・経櫃は本一切経形成過程を語る貴重な資料といえる。残念ながら、近代以降の幾度の整理で経典と箱が泣き別れになったが、経箱の墨書など、重要な資料であることに変わりない。今回、一切経箱と確認できるものを附指定とすると同時に、それ以外の箱を参考資料として目録に掲載して網をかけ、調査の進展を待って、今後の保存を検討してほしい。

○岩崎会長 確認だが、目録には経櫃が100箱以上掲載されているが、一切経のものとはわかったものだけを今回は附指定し、それ以外も可能性はゼロではないので付属品とするということか。

○事務局 そのとおりである。確実に一切経を収めていたということが墨書からわかる30合を今回附指定とする。それ以外も、附30合同様、一切経を含む金剛寺の経典類を守ってきたものであるため、参考資料や付属品として目録に載せ、調査の進展を期するとともに、守っていききたい。なお、付属品という名称については今一度考えたい。

○岩崎会長 附にする員数ははっきり数えられており、明確である。目録に付属品も入れるなら、その趣旨を調書にも一言書き加えておく方がよい。付属品を加えたことの意味も、後世にはっきりと残ると思う。

(3) 追加指定及び名称変更候補「百済寺跡出土埴仏」(有形文化財 考古資料)について  
調書に沿って説明

「百済寺跡出土埴仏」についての意見

○犬木委員 基本的には前回の指定以降に出土した埴仏を追加するということが趣旨として理解できる。ただし、平成13年度が前回の調査で前回指定した分、平成17年度以降が今回指定する埴仏が出土した調査と読み込める。一方で、昭和40年の出土品も今回の指定に含まれており、わかりにくい。調査の全体像や発掘調査の履歴を整理し、前回の指定、今回指定するものをわかりやすく示してほしい。埴仏の概要のところではなく、遺跡概要か、あるいは別立とすることが望ましい。評価についても、埴仏の種類や寺域から出土するため本資料が一連のものと考えられると書いているが、同じ遺跡から出たものだから追加指定するとも読めなくもない。今回の指定と前回の指定は若干趣旨が違うようで、そのあたりをより明確に書くべき。単に追加する訳ではなく、今回の指定によって、より何が明らかになるか。また、寺域内での出土は一定の傾向を示すというのも、どういう傾向なのかを具体的に書くこと。埴仏の用途、あるいは荘嚴の予想等もあると思うので、そのあたりももう少し具体的に書いた方がよい。

○事務局 前回の指定は、平成13年度の百済寺王神社の境内地での調査で出てきた埴仏のみを指定とした。今回追加指定するものは史跡指定範囲の中から出土したもので、平成13年度出土時に指定されなかった大型多尊埴仏の一部と、再整備に係る調査で出土したものを一括で指定するというのが今回の趣旨となる。出土する傾向は、一定の傾向を示すが、答申の際により明確に記述す

る。

○**岩崎会長** 既指定の「百済寺遺跡出土埴仏」の概要が書かれ、その後今回指定する「百済寺跡出土埴仏」の概要がある。こう書くと何か別のもののように受け止められる。整理し、その辺りの記述を専門でない人にもわかるようにしつつ、全体として何が指定されるのか、明確になるよう記述すること。また、埴仏が全国で180ヶ所から出土をしているおり、百済寺跡からは6種類出土すると記述があるが、これは新指定のものということか。整理するとより明確になるのではないか。

○**事務局** 答申の際にはわかりやすい言葉で整理する。

○**根立委員** 員数は出土した断片自体を数えると思うが、修理中のものは修理次第で員数が変わることはないか。また、時代判定だが、状態がよくなく埴仏自体の製作時期は今一つわからない。ただ、奈良時代の作だけでなく、飛鳥時代後期に入るようなものもあるのではないか。というような印象を受けた。そうすると、埴仏の製作年代と百済寺創建年代（奈良時代）を強固に結び付けていいのか。

○**事務局** 員数については指定に際しての書き方を整理する。製作年代は奈良時代だけでなく、飛鳥時代にかかるのではないかとということで、特に大型多尊埴仏については、類例の二光寺廃寺出土例や、夏見廃寺出土例の製作時期が持統天皇8年に想定されている。火頭型三尊埴仏や方形三尊埴仏についても7世紀にかかる類例がある。本資料もそれと同型と考えられるものもあり、年代の書き方については検討の余地があると思う。しかし、今回は百済寺の創建時期から奈良時代と記述した。百済寺との関係を強く認められないという指摘については、出土している場所が伽藍の寺域内にあたるので、百済寺のものとして問題はないかと考える。

○**菱田委員** 今回の指定の記述は、以前の指定が奈良時代であるのでそれを踏襲したのかと思う。ただ、昨今埴仏の製作年代は詳しくわかってきており、先の「飛鳥時代の作を含みうる」という指摘は重要な視点だ。類例の二光寺廃寺、夏見廃寺出土例も、多尊の関係が明らかになってきていて、本件はそれらよりは少々新しいように見える。基準資料との前後関係などを比較することで、従来指定分の時期等の情報から、大幅に情報のボリュームが増える。また、百済寺跡と百済寺遺跡の関係も丁寧に説明する必要がある。これは史跡指定の範囲内を「史跡百済寺」としており、その範囲外を「百済寺遺跡」としていることにある。「本来の百済寺」の寺域内にある百済王神社の部分を史跡から外しており、そこから出土した埴仏を「百済寺遺跡出土埴仏」として指定名称にしたのが問題の経緯だと思われる。今回の追加指定は「本来の百済寺」の寺域内で出土するものなので、従来のものと統合し、名称も変更するというのが趣旨になる。その趣旨を冒頭あたりに書くべき。評価等ももう少し書けるのではないか。本件は重要な資料であることは間違いないが、何故奈良時代の後半に創建される寺に、古い時期の埴仏があるのかという疑問は、明らかにすることはできないと思う。当時の来歴等の事情があるだろうが、そういったことも含めて、丁寧に調書を書くこと。

#### (4) 記録選択候補「交野節」（民俗文化財（無形民俗））について 調書に沿って説明

「交野節」についての意見

○**伊藤委員** 泉州や中河内の盆踊りについては今までもスポットが当たっていたが、今回の北河内はあまり手がつけられていなかった範囲である。記録選択し保存を図るということは非常に良い。ただ、現況の記載では一般的な交野節についての記述なので、それに加え各団体が傳承されている歌や踊りについても概略で示すべき。

○**森西委員** 地元の方はタイトルを「外題」と言うということで歌舞伎や文楽等の影響を受けているのかと思う。また、本調書ではタイトルを「題目」と書いている。私的には「演目」という表現

がふさわしいのではと感じた。

○事務局 よりよい表現を検討して修正する。

○佐島会長代理 交野節に類似した、調書にある「伝承音頭」との比較や違いについて、どのように考えているのか。

○事務局 平成 16 年度から調査を行い、伝承音頭は大阪府内で 36 件、うち河内地域では 6 件確認されている。答申までに比較検討し、調書に記載する必要があることがあれば追記を検討したい。

以上